

2020年3月13日

三重県農林水産部
農産物安全・流通課 食の安全・安心班御中

三重県生活協同組合連合会
食と健康の委員会
津市羽所町 379 番地 / 電話 059-228-9913

食の安全確保のための監視指導計画 「令和2年度三重県食品監視指導計画（案）」に対する意見

平素より、三重県生活協同組合連合会及び、三重県内の生活協同組合に対し、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

令和2年度三重県食品監視指導計画（案）に対し、以下の意見、要望を述べます。

Ⅱ、施設の衛生管理と食品の検査に関する取組

2、食品等の試験検査等に関する事項

F T AやT P Pの発効に伴い、今後さらに輸入食品の流通が増加する傾向にあります。食の安全を確保するため、三重県内に流通している輸入食品の収去検査も強めてほしいと考えます。また、輸入食品の安全性確保にむけた取り組みが強化されるよう要望します。

4、食中毒健康被害発生時の対応に関する事項

三重県感染症発生動向調査では、2020年第3週における感染症胃腸炎の患者は、県内定点医療機関あたりの週間患者数が4.44人、市内定点医療機関あたりの週間患者数は2.71人とあります。ノロウイルスをはじめとした食中毒は、施設に止まらず家庭内などで発生することも多いと予測されます。

食中毒発生状況などの迅速な公表と、事業者及び消費者への注意喚起や啓発、学習などを強化していただくよう要望します。

Ⅲ、安全な食肉の供給に関する取組

猪や鹿といった野生鳥獣による農林水産物等への被害が深刻化していることから、捕獲した野生鳥獣の肉を食用として活用されることが増加しています。

野生鳥獣の処理については、牛や豚等の家畜の処理と異なり「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」が策定されています。消費者が安心して利用できるようマニュアルに基づく衛生管理上の監視、指導、点検を強めてほしいと考えます。また、県内産ジビエに関する食の安全について消費者への情報提供をすすめていただけるよう要望します。

IV、自主管理の促進に関する取組

令和3年6月、HACCPに沿った衛生管理が適用されます。引き続き、事業者に対して円滑な導入がすすむよう丁寧な支援をお願いします。

特に、小規模事業者には「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」について、丁寧な説明と実情に合わせた支援をお願いします。また、消費者への周知、理解がすすむよう広報や啓発を強めてほしいと考えます。

V、食品の適正表示に関する取組

農林水産物の生産段階に近い朝市や青空市では、生鮮品のみならず、米飯・和洋菓子などの加工食品の品揃えも増えており監視の継続と強化を要望します。また、販売場所も道の駅や直売所、スーパーマーケットなど店内での販売に変わりつつあります。

アレルギー等のリスクもあることから、消費者は正確な食品表示を求めています。生産者や販売者、生産段階に近い食品製造者に対して食品表示に係る監視や指導の強化と、啓発、学習をすすめていただけるよう要望します。

以上